

# 男鹿半島・大潟ジオパークロゴマークデザイン使用要綱

男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会

## 1. 目的

この要綱は、男鹿半島・大潟ジオパークのイメージアップを目的とした、男鹿半島・大潟ジオパークロゴマークデザイン（以下「ロゴマーク」という。）の使用基準について定めることを目的とします。

## 2. ロゴマーク

ロゴマークの基本デザインは次のとおりとします。

- (1) カラーバージョン 別紙のとおり

## 3. 使用方法

- (1) ロゴマークを変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないでください。
- (2) ロゴマークの色は、指定のカラーを使用してください。
- (3) デザインの特性からロゴマークの背景には白色を推奨します。

## 4. 著作権及び使用权

- (1) ロゴマークの著作権は、男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会に帰属します。
- (2) この要綱によりロゴマークの使用が承認された場合であっても、第三者にその権利を譲渡又は貸与することはできません。

## 5. 使用权者の責任

ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用权者によるものとします。

## 6. 使用する対象

ロゴマークは、男鹿半島・大潟ジオパークのイメージアップを図るために制作される次の媒体等に使用することができます。

- ① パンフレット、チラシ、ポスター、のぼり、懸垂幕、タペストリー等
- ② 案内看板
- ③ 名刺、名札
- ④ バッジ、缶バッジ
- ⑤ ゴム印

- ⑥ 自動車等への表示
- ⑦ ステッカー、グッズ、イベント用品
- ⑧食品
- ⑨その他

## 7. 使用料

この要綱に基づいて申請を行い、承認された場合は、ロゴマークの使用料は当分の間無料とします。

## 8. 使用申し込み及び承認

- (1) ロゴマークの使用を希望する方は、様式1または様式2により使用の申し込みをしてください。
- (2) 男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会会長は、この要綱に適合すると認めるときは、使用に関する承認を行います。
- (3) 政治団体及び宗教団体による使用並びに政治的な利用及び宗教の勧誘等への利用については、使用できません。
- (4) ロゴマークのついた製品が完成した時に、その商品やパンフレットを一部提出する。

## 9. 使用の取り消し

申し込み時の条件を変更したとき、又はこの要綱の趣旨に合わない使用を行ったときは、使用承認を取り消します。

### 附 則

この要綱は、平成24年3月11日から施行します。

### 附 則

この要綱は、平成25年6月13日に一部改正し、施行します。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日に一部改正し、施行します。